

田原市高齢者ハンドル形 電動車椅子購入費補助金



運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進するため、
シニアカー購入への補助を行います。

※シニアカーとは、座りながら移動できるハンドル操作型の電動車椅子です。

補助対象者	次の条件をすべて満たす個人の方 ・本市の住民基本台帳に記録されている方 ・過去5年以内に運転免許証を自主返納した方で、自主返納時に満年齢70歳以上の方 ・介護保険の認定を受けていない方
補助対象 シニアカー	・ハンドル形電動車椅子で日本工業規格（JIS） T9208に該当するもの ・令和7年4月1日以降に購入したもので新品のもの
補助金額	シニアカー購入費の3分の1の額（1,000円未満切捨て） 補助上限額：100,000円
期限	購入後2か月以内又は令和8年3月31日（火）のいずれか早い日まで ※予算の状況により期限前に締め切る場合があります。
その他	補助対象者・補助対象に要件がありますので、 <u>補助申請をされる際は、シニアカー購入前に総務課 地域行政係までご連絡ください。（お問い合わせ先は以下のとおり）</u>



■お問合せ先■

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1
田原市役所 総務部 総務課 地域行政係
電話：(0531) 23-3504（直通）
FAX：(0531) 23-0180
E-mail：kotsubohan@city.tahara.aichi.jp



（市HP）

補助金交付に係る事務手順

1 総務課地域行政係へ連絡、要件等の確認

- ・ 補助対象者や補助対象の要件及び予算状況について確認します。
- ・ 電話 (0531) 23-3504 (直通)

2 販売店等でシニアカーを購入・費用支払

- ・ 補助要件を満たすシニアカーであることを確認してから購入してください。
- ・ シニアカー購入後、領収書を受け取ってください。

※領収書等に以下の内容が記載されていることを確認してください

- ①申請者の氏名
- ②領収日
- ③領収金額（シニアカーの購入額がわかるもの）
- ④購入相手方（販売店等の名称）
- ⑤購入品名（シニアカーを購入したことがわかるもの）

3 補助金交付申請

(1) 書類の作成

①補助金交付申請書（様式第1号）

添付資料・シニアカー購入に係る領収証等の写し

- ・ シニアカーのカatalog、パンフレット、説明書等の写し（JIS規格、メーカー、品番がわかるもの）
- ・ 申請者の健康保険証、運転経歴証明書等の写し
- ・ 田原市高齢者運転免許証自主返納支援事業による支援を受けていない方は、運転免許証を自主返納した日がわかるものの写し

②補助金交付請求書（様式第4号）

添付資料・振込先の銀行名・支店名・口座番号のわかるもの（通帳等）の写し

(2) 書類の提出

シニアカー購入後2か月以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに総務課にご提出ください。

補助金申請に係る審査及び交付決定

※内容を審査し、問題がなければ市から補助金の交付決定通知を送付します。（通常、申請から約2週間後）

補助金交付

※通常、交付決定後、1か月程度で補助金が振り込まれます。